

繰上償還の受付を行っています



借受中の未償還元利金の全額又は一部を繰り上げて償還できます。
元金の償還に充てられるため、その分の利息の支払を減らす効果があります。

例えば

「貸付金額400万円・償還回数240回・ボーナス償還併用無し」で申し込んだ人が
償還回数残り120回の際に繰上償還した場合
通常の償還では 残り償還額=2,269,865円(元金)+325,050円(利息)=2,594,915円
全額繰上償還すると、2,269,865円(元金)のみ償還 ←**残りの利息分325,050円がなくなる!**



繰上償還を希望される方は「全額繰上償還申出書」又は「一部繰上償還申出書」を提出してください。

- 【申出書】 「福利厚生事務の手引 別冊様式集」P151、153及び
東京支部ホームページに掲載しています。
- 【申込方法】 交換便、郵送、窓口持参
- 【受付期間】 3月を除く毎月(全11回)
- 【締切日】 14日必着(土日祝日の場合はその前日)
- 【納付方法】 **指定の振込依頼書で納付** 口座引落としてはありません!
※ゆうちょ銀行、ネットバンキングはご利用いただけません。
※みずほ銀行のみATMでの振込みが可能です。
※みずほ銀行以外の金融機関から振り込む際の振込手数料は本人負担です。
- 【納付期限】 申込締切月の翌月20日(土日祝日の場合はその前日)

申込み後の流れ

- 例:8月14日までに申出書を提出した場合
- 9月上旬 振込依頼書を所属所へ送付
 - 9月15日 最終給料控除
 - 9月20日 納付期限(9月給料控除後の残額を振込む)
 - 10月上旬 償還完了通知書又は新償還表送付

- 平成28年2月15日から3月14日までは受付をしていません。
- 年度未退職予定の方は平成28年1月14日が最終受付締切日です。
- 住宅借入金等特別控除を受けられている方で、繰上償還により償還年数が10年を下回った場合は、この特別控除の対象外となりますのでご注意ください。

貸付規程違反にご注意ください

貸付規程違反となった場合、未償還元利金は即時償還となります。
貸付規程違反となる事例を紹介します。

例1



住宅を売却・他人へ賃貸してしまった

住宅貸付けは、**組合員が居住するための住宅**の購入や改築等の際に必要な費用について貸付けをする制度です。貸付金の償還が完了する前に不動産を売却してしまい、貸付金を全額返済しなかった場合や、賃貸住宅として他者に貸し付けた場合は貸付規程違反となります。

例2



借入状況等申告書に正確な記載がなく、償還年額が給料の4.8倍を超えていた

公立学校共済組合の貸付けは、他の金融機関への返済額を含めた償還年額の合計が給料の**4.8倍以下と規定しています**。これを超えた場合は貸付けが出来ません。組合員が「借入状況等申告書」の当共済以外の借入状況欄に正確に記載しないで貸付けを受けた後、他からの借入金との償還年額が給料の4.8倍を超えていたことが判明した場合は、貸付規程違反となります。

貸付規程違反に該当した場合は原則として全額即時償還に応じていただくとともに、違反した事実を**所属所長へ通知**することとなります。貸付けを受ける際には申込説明書をよく読んでから申し込んでください。なお、ご不明な点は事前に貸付係へ相談してください。

問合せ先 給付貸付課貸付係 ☎ 03-5320-6823